

雲仙市空き工場等情報登録制度要綱

令和 2年11月20日
雲仙市告示第 195号

(趣旨)

第1条 この告示は、雲仙市における空き工場等の有効活用による地域経済の活性化を図るため、空き工場等情報登録制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き工場等 雲仙市工場等設置奨励に関する条例（平成17年雲仙市条例第162号）第2条第2号に規定する工場等で、第4条に規定する登録申込時点から次の利用者に所有権が移転し、又は賃貸借契約が締結される時点までに、誰も利用しないものをいう。
- (2) 所有者等 当該空き工場等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き工場等登録者 所有者等で、第4条第3項の規定による通知を受けた者をいう。
- (4) 空き工場等情報登録制度 雲仙市内に存在する空き工場等（空き工場等となることを所有者等が誓約するものを含む。）に関する登録を通して、空き工場等登録者及び空き工場等の利用を希望する者に対し、情報提供を行うことをいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き工場等情報登録制度以外による空き工場等の取引を規制するものではない。

- 2 この告示における一切の交渉、取引又は契約について、市は一切の責任を負わず、あつせん又は介入も行わない。
- 3 契約等に関する一切のトラブル等については、市は一切関与せず、空き工場等登録者及び空き工場等の利用を希望する者の間で解決するものとする。

(空き工場等の登録申込等)

第4条 空き工場等情報登録制度による空き工場等を提供したい、又は、提供してもよいと考える所有者等（以下「申込者」という。）は、雲仙市空き工場等情報登録申込書（様式第1号）に次の各号の書類を添えて、市長に提出し、空き工場等に関する登録を行う事ができる。ただし、あつせん及び仲介等を目的とした空き工場等に関する登録は、受け付けないものとする。

- (1) 登録する空き工場等の図面
- (2) 登録する空き工場等の所有者の同意書（申込者と所有者等とが異なる場合に限る。）
- (3) 空き工場等の所有権確認承諾書及び登録申込等誓約書（様式第2号）

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、雲仙市空き工場等情報台帳（以下「登録台帳」という。）に登録しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に雲仙市空き工場

等情報登録制度決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（空き工場等に係る登録事項の変更の届出）

第5条 空き工場等登録者は、登録台帳の登録事項に変更があったときは、雲仙市空き工場等情報登録制度登録事項変更等届出書（様式第4号）により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（登録台帳の登録抹消）

第6条 市長は、当該空き工場等に係る所有権に異動があったとき、若しくは賃貸借契約の締結があったとき、又は雲仙市空き工場等情報登録制度登録事項変更等届出書（様式第4号）により空き工場等情報登録の抹消の届出があったときは、当該空き工場等情報登録を抹消するとともに、その旨を雲仙市空き工場等情報登録制度登録抹消決定通知書（様式第5号）により当該空き工場等登録者に通知するものとする。

（情報提供等）

第7条 市長は、必要に応じて、空き工場等の登録情報を雲仙市ホームページ等に掲載し周知するとともに、空き工場等登録者及び空き工場等の利用を希望する者に対して、登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。